

※セミナー開始までページをめくらないでください。

『平成30年度改正！ 新・事業承継税制を徹底解説！』

税理士法人チェスター
相続事業承継部 部長
柿沼慶一



税理士法人チェスター
Chester Certified Public Tax Accountants' Co

自己紹介



■法人概要
税理士法人チェスター
代表社員 福留 正明(公認会計士/税理士)
荒巻 善宏(公認会計士/税理士)
所員総数: 130名 (平成30年6月末)
拠点: 東京、新宿、横浜、名古屋、大阪
実績: 累計3000件以上の相続案件を取扱い
平成29年度実績 1,008件
特徴: 相続税・事業承継専門

メディア取材実績等多数



相続事業承継部 部長 柿沼 慶一 Yoshikazu Kakinuma

出身: 埼玉県加須市
資格: 税理士
1級ファイナンシャル・フランシング 技能士

2002年法政大学経営学部経営学科卒。都内会計事務所を経たのち、辻・本郷税理士法人にてメガバンク・地銀案件に係る事業承継、資本政策、相続税等のコンサルティング業務に従事。そのお客様は上場企業オーナーから、中堅・中小企業オーナーまで幅広い。また、コンサルティング会社における業務監査、税務相談顧問、事業承継セミナー講師も従事。

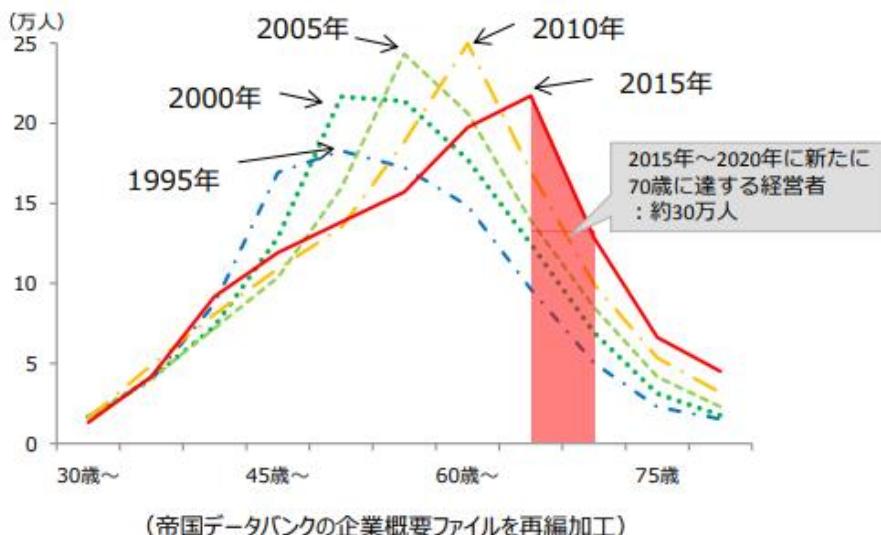
現在、税理士法人チェスター相続事業承継部部門長に就任。事業承継・資本政策業務の専門家として活動している。

本日の解説内容

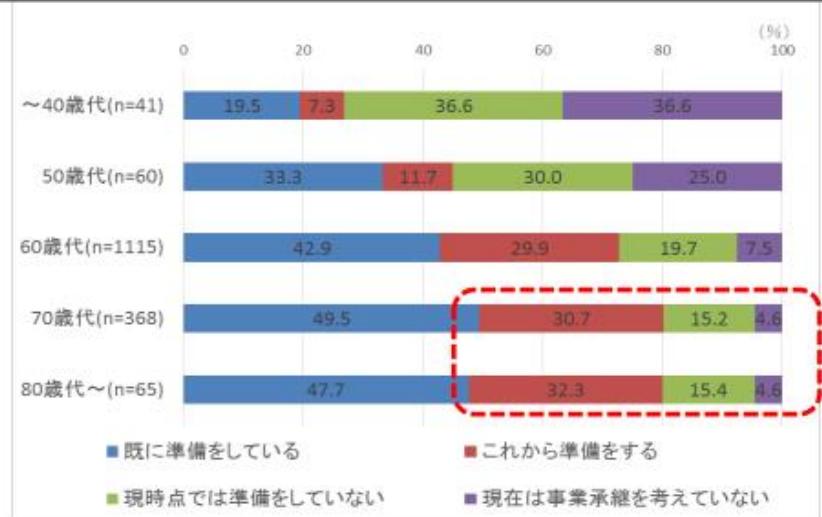
- 1.事業承継の現状と事業承継税制の概要
- 2.新事業承継税制の解説
 - ①「特例承継計画」
 - ②「先代経営者等」
 - ③「後継者」
 - ④「雇用確保要件」
 - ⑤「事業継続困難による免除」
- 3.ケーススタディ

事業承継の現状

- ◆ 中小企業経営者の年齢分布は年々高齢化。
2020年までに新たに30万人が70歳に達する。



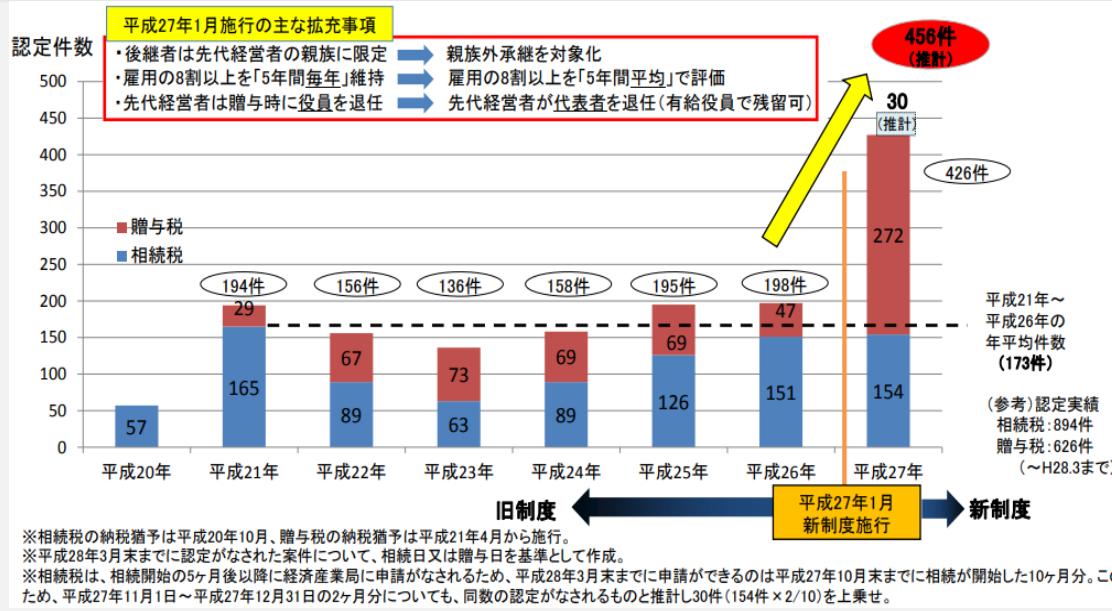
- ◆ 70代、80代の経営者でも、半数以上が事業承継の準備を終えていない。



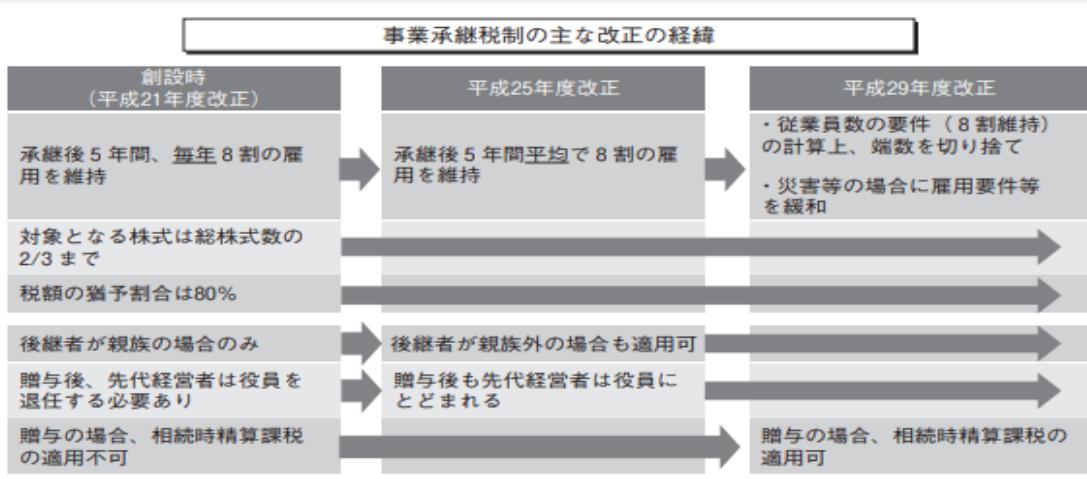
2025年頃までに70歳（平均引退年齢）超の経営者・・・約245万人
このうち、後継者未定の経営者・・・約127万人

出典：平成30年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】
http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2018/zeisei_r/pdf/1_02.pdf

事業承継税制の改正と認定件数



出典：平成29年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】 http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2017/zeisei_r/pdf/1_02.pdf



出典：平成30年度税制改正の解説 https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2018/explanation/pdf/p0586-0645.pdf

平成21年の創設時から
段階的に緩和

↓
それでも
年間500件程度
(平成27年)

↓
10年間を限定とした
抜本的拡充措置
〔円滑な世代交代を
促す集中期間〕

事業承継税制の概要

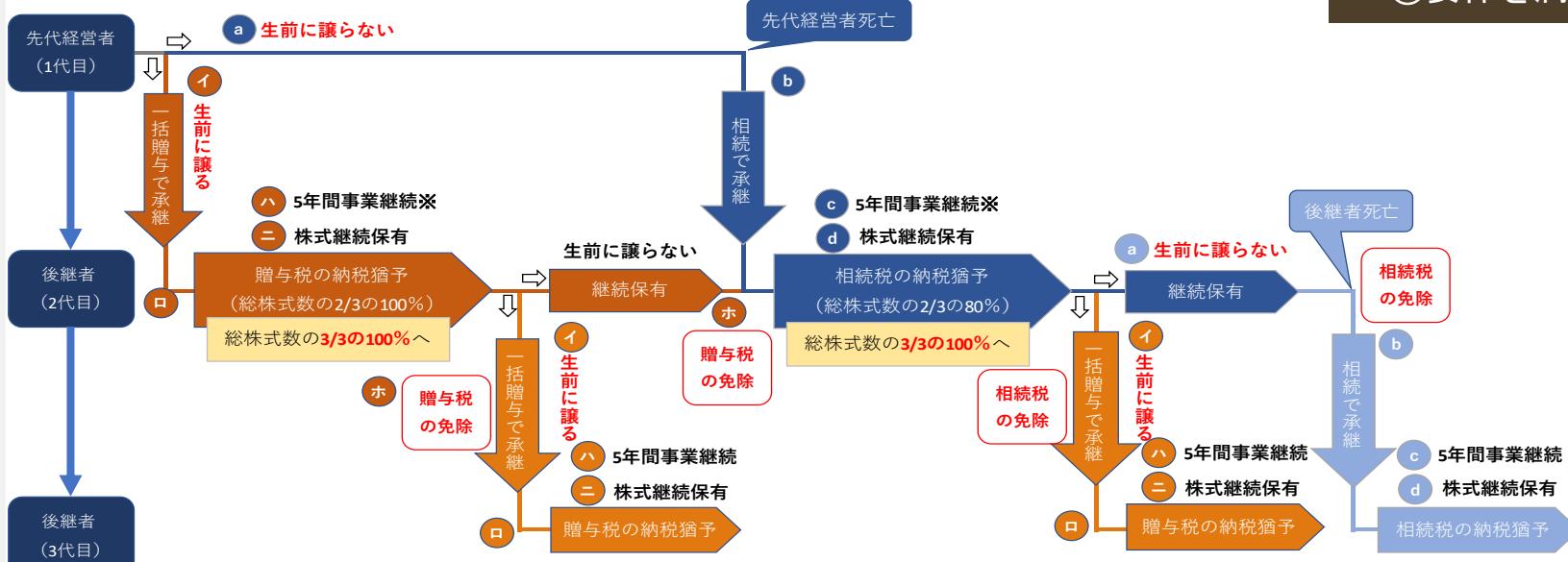
納税猶予・免除制度（全体像）



出典: 国税庁HP「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(事業承継税制)のあらまし(平成30年4月)」

生前に譲らない場合 → a～d (相続税の納税猶予)

生前に譲りたい場合 → イ～ホ（贈与税の納税猶予）



- ①先代経営者から
↓
- ②中小企業者である
自社株式を
↓
- ③後継者は贈与・相続され
↓
- ④事業継続している場合
↓
- ⑤贈与税・相続税を猶予
↓
- ⑥要件を満たせば免除

事業承継税制の概要

中小企業者とは？

中小企業基本法上の中小企業者である

認定会社及びその特定特別関係会社である

特例有限会社、持株会社が対象

業種分類	資本金等額上限	従業員数上限
製造業他	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
小売業	5千万円	50人
サービス業	5千万円	100人

常時使用従業員数が1名以上

一定の外国会社を有する場合等は5名以上

親族可／役員不可 (使用者兼務役員除く)

(1)社会保険の被保険者

(2)2か月以上の雇用契約で75歳以上の者

総収入金額が0円の会社に該当しない (営業外収益及び特別利益を除く)

上場会社等でない

認定会社・特定特別関係会社が対象

風俗営業会社でない

パチンコ・ゲームセンター・バー・キャバレー等は可

認定会社・特定特別関係会社が対象

資産管理会社でない (または事業実態要件を満たす)

資産管理会社とは？

資産管理会社の判定

総資産に占める
特定資産の割合
(資産保有型)

売上に占める特定資
産運用収入の割合
(資産運用型)

70%未満

75%未満

70%以上

75%以上

特定資産とは？

- ・国債、地方債、有価証券
- ※資産管理会社でない特別子会社の株式等を除く。
- ・自社利用でない不動産
- ・ゴルフ会員権、リゾート会員権
- ・書画骨董、貴金属、宝石等
- ・現預金、代表者その他同族関係者への貸付金

要件をすべて満たす

資産管理会社でない

資産管理会社に該当

それ以外

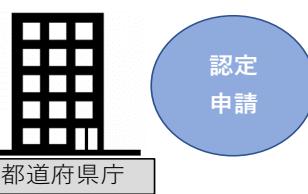
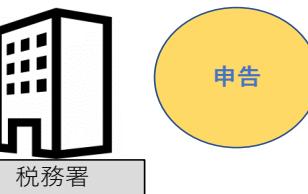
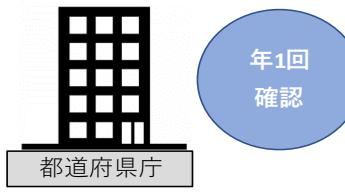
新事業承継税制の解説

30年度税制改正内容

		一般措置	特例措置
特例承継計画の提出	—	<u>2018年4月1日から2023年3月31日まで</u> 都道府県庁に提出（5年間） ※この5年間は、贈与・相続後での提出可	
贈与・相続の時期	—	<u>2018年1月1日から2027年12月31日まで</u> の贈与・相続（10年間）	
対象株式数	発行済議決権株式総数の 3分の2まで ※後継者の既に保有していた分を含む	発行済議決権株式総数の 全株式	
猶予対象割合	贈与：100%・相続：80%	贈与：100%・相続：100%	
雇用確保要件 (5年間平均8割)	維持できない場合は納税猶予打ち切り	弾力的運用（実質撤廃） ※満たせなかった理由を記載し、認定支援機関の 確認を受けて都道府県に理由を報告 ※理由が経営悪化または正当なものと認められな い場合、認定支援機関の指導・助言が必要	
承継パターン	複数の株主 ⇒ 後継者1名限定	複数の株主 ⇒ 後継者3名まで	
特例承継期間後に 譲渡・合併等・清算した場合	承継時の株価をもとに 贈与税・相続税が課税 ※譲渡・合併の対価または残余財産の額が 税額を下回る場合のみ差額を減免	その時点の株式価値をもとに 税額を再計算し 差額を減免 ※業績について一定の要件（業績悪化等）あり	
相続時精算課税	贈与者の子・孫が対象	贈与者の子・孫以外も対象	

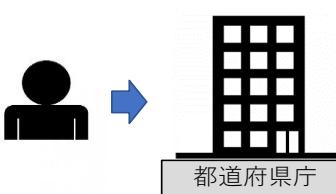
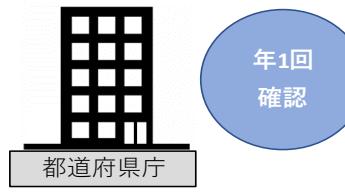
事業承継税制の概要

手続き（贈与税の納税猶予）

計画提出（5年以内） 贈与実行（10年以内）	認定・申告	猶予期間															
		特例/経営承継期間（5年間）	5年経過後～免除・取消まで														
 <p>2018年4月1日から 2023年3月31日までに 「特例承継計画」を提出 (認定は期間外OK)</p>  <p>2018年1月1日から 2027年12月31日までに ①代表交代 ②贈与</p>	 <p>贈与の翌年1月15日までに 認定申請 ⇒ 審査・認定書の交付</p>  <p>贈与の翌年3月15日までに 申告書提出・担保の提供 ※ 認定書の写しが必要</p>	 <p>報告基準日から3か月以内に 「年次報告書」を提出 ⇒ 要件維持の確認 確認書の交付</p>  <p>報告基準日から5か月以内に 「継続届出書」を提出 ※ 確認書の写しが必要</p>															
	<table border="1" data-bbox="518 1260 892 1375"> <tr> <td colspan="2">申請基準日</td> </tr> <tr> <td>1/1～10/15</td> <td>10/15</td> </tr> <tr> <td>10/16～12/31</td> <td>贈与日</td> </tr> </table>	申請基準日		1/1～10/15	10/15	10/16～12/31	贈与日	<table border="1" data-bbox="979 1260 1353 1375"> <tr> <td colspan="2">報告基準日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3/15</td> </tr> </table>	報告基準日		3/15		<table border="1" data-bbox="1440 1260 1795 1375"> <tr> <td colspan="2">報告基準日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3/15</td> </tr> </table>	報告基準日		3/15	
申請基準日																	
1/1～10/15	10/15																
10/16～12/31	贈与日																
報告基準日																	
3/15																	
報告基準日																	
3/15																	

事業承継税制の概要

手続き（相続税の納税猶予）

計画提出（5年以内） 相続発生（10年以内）	認定・申告	猶予期間	
		特例承継期間（5年間）	5年経過後～免除・取消まで
 <p>2018年4月1日から 2023年3月31日までに 「特例承継計画」を提出 (認定は期間外OK)</p>  <p>2018年1月1日から 2027年12月31日までに ①相続する ②相続から5か月以内に代表就任</p>	 <p>相続開始から8か月以内に 認定申請 ⇒ 審査・認定書の交付</p>  <p>相続開始から10か月以内に 申告書提出・担保の提供 ※ 認定書の写しが必要</p> <p>申請基準日 相続開始の日の翌日から5か月を 経過する日</p>	 <p>報告基準日から3か月以内に 「年次報告書」を提出 ⇒ 要件維持の確認 確認書の交付</p>  <p>報告基準日から5か月以内に 「継続届出書」を提出 ※ 確認書の写しが必要</p> <p>報告基準日 相続税申告書期限後の翌日から1年を 経過するごとの日</p>	 <p>報告基準日から3か月以内に 「継続届出書」を提出</p> <p>報告基準日 相続税申告書期限後の翌日から1年を 経過するごとの日</p>

事業承継税制の概要

猶予税額の計算（贈与税の納税猶予）

贈与財産	暦年課税の場合			相続時精算課税の場合		
	猶予対象株式	その他の財産	贈与税A	212.995百万円 (4億円 - 110万円) × 55% - 640万円	75百万円 (4億円 - 2,500万円) × 20%	
	自社株式 3億円	その他 1億円	計4億円			
猶予対象株式	猶予対象株式	贈与税B		157.995百万円 (3億円 - 110万円) × 55% - 640万円	55百万円 (3億円 - 2,500万円) × 20%	
	自社株式 3億円					
	A - B	猶予税額	納付税額	157.995百万円	55 百万円	20 百万円

事業承継税制の概要

猶予税額の計算（相続税の納税猶予）

		通常の相続の場合		贈与税の納税猶予からの切替えの場合	
相 続 財 産	後継者の財産	その他の相続人の財産	相続税A	295百万円	197.1百万円
	自社株式 5億円 【贈与時：3億円】	後継者分 6億円 【4億円】		兄：221.25百万円 弟：73.75百万円	兄：131.4百万円 弟：65.7百万円
相 続 財 産	その他 1億円	【4億円】			
	その他の相続人分 2億円				
相 続 財 産	財産合計 8億円	【6億円】			
猶 予 対 象 株 式	後継者の 猶予対象株式のみ	その他の 相続人の財産	猶予対象株式分 のみの相続税額B	175百万円 兄：175百万円	91.26百万円 兄：91.26百万円
	自社株式 5億円 【贈与時：3億円】	後継者分 5億円 【3億円】			
猶 予 対 象 株 式	その他の相続人分 2億円				
	財産合計 7億円	【5億円】			
A - B	猶予税額	納付 税額	175百万円 兄：175百万円	120百万円 兄：46.25百万円 弟：73.75百万円	91.26百万円 兄：91.26百万円
					105.84百万円 兄：40.14百万円 弟：65.7百万円

※上記は、相続人2人（配偶者なし）のケースです。

事業承継税制の概要

納税猶予継続要件（打切り事由）

打切り事由に該当した場合、納税猶予額＋利子税を合わせて納付します。

納税猶予の打切り事由（取消事由）		申告期限から 5年間	5年経過後	切替確認時
従業員数	常時使用従業員数が1名を下回ることとなった ※一定の外国会社を有する場合は5名	明記なし	明記なし	×
	資産管理会社に該当する場合に、常時使用従業員数が5名を下回ることとなった	×	×	×
	5年平均従業員数が承継時の従業員数の8割を下回った	弾力的運用	—	—
代表者等	後継者が代表者を退任した ※身体障がい者手帳の交付を受けた場合を除く	×	可	×
	後継者が対象株式の全部または一部を譲渡した	×	一部/減免あり	—
	後継者が同族関係者と合わせて50%超の議決権を有さなくなった	×	可	×
	後継者が同族関係者内で筆頭株主でなくなった	×	可	×
	対象株式の議決権に制限が加えられた	×	可	—
	後継者以外の者が黄金株を有することになった	×	可	—
	先代経営者が再び代表権を有することとなった	×	可	×
	年次報告書や継続届出書の提出をしない、または虚偽の報告をした	×	×	—
手続	納税猶予の適用をやめる旨の届出をした	×	×	—

事業承継税制の概要

納税猶予継続要件（打切り事由）

	納税猶予の打切り事由（取消事由）	申告期限から 5年間	5年経過後	切替確認時
会 社 に 関 す る 要 件	資産管理会社（資産保有型会社／資産管理型会社）となった ※事業実態要件に該当する場合には可	×	×	×
	総収入金額（売上高）が0円となった ※営業外利益及び特別利益を除く	×	×	×
	中小企業基本法上の中小企業でなくなった	可	可	可
	上場会社になった	×	可	可
	特定特別子会社が上場会社になった	可	可	可
	風俗営業会社になった、または特定特別子会社が風俗営業会社になった	×	可	×
	会社分割をした ※吸收分割承継会社等の株式等を配当財産とする剰余金の配当があった場合に限る	×	一部	—
	組織変更をした ※当該会社の株式等以外の財産の交付があった場合に限る ※組織再編を行った場合であっても、実質的な事業継続が行われているときには認定を継続	×	一部	—
	合併により消滅した ※適格合併等を除く	×	減免あり	—
	株式交換等により完全子会社となった ※適格株式交換等を除く	×	減免あり	—
	会社を解散した	×	減免あり	—
	減資、準備金の減少をした ※無償減資及び欠損填补目的等を除く	×	×	—

事業承継税制の概要

納税猶予が免除される場合

贈与税のみ	先代経営者等（贈与者）の死亡	※贈与税は免除、その後は、 ⇒相続税の納税猶予（切替確認要） ⇒通常の相続税納付
贈与税・相続税共通	次の後継者へ引継ぎ	※次の後継者が対象株式を引継ぎ、納税猶予の認定を受けた場合
	後継者死亡	※贈与の場合には、贈与者よりも先に
	会社の倒産	※申告期限から5年間経過後に倒産した場合

新事業承継税制の解説（特例承継計画）

特例承継計画

様式第 21

施行規則第 17 条第 2 項の規定による確認申請書 (特例承継計画)

●●●●年●月●日

●●県知事 殿

郵便番号 000-0000
会社所在地 ●●県●●市…
会社名 中小鋳造株式会社
電話番号 ***-***-***
代表者の氏名 中小 一郎 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 17 条第 1 項第 1 号の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 会社について

主たる事業内容	銑鉄鋳物製造業
資本金額又は出資の総額	50,000,000 円
常時使用する従業員の数	75 人

2 特例代表者について

point
1

特例代表者の氏名	中小 太郎
代表権の有無	□有 <input checked="" type="checkbox"/> 無(退任日 平成 29 年 3 月 1 日)

3 特例後継者について

point
2

特例後継者の氏名（1）	中小 一郎
特例後継者の氏名（2）	
特例後継者の氏名（3）	

4 特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画について

point
3

株式を承継する時期（予定）	平成 30 年 10 月
当該時期までの経営上の課題	<ul style="list-style-type: none">工作機械向けバーツを中心に需要は好調だが、原材料の値上がりが続き、売上高営業利益率が低下している。また、人手不足問題は大きな課題であり、例年行っている高卒採用も応募が減ってきている。発注量に対して生産が追いつかなくなっている。従業員が残業をして対応している。今年からベトナム人研修生の受け入れを開始したが、まだ十分な戦力とは言っていない。
当該課題への対応	<ul style="list-style-type: none">原材料値上がりに伴い、発注元との価格交渉を継続的に行っていく。合わせて、平成 30 年中に予定している設備の入れ替えによって、生産効率を上げコストダウンを図っていく。人材確保のため地元高校での説明会への参加回数を増やし、リクルート活動を積極的に行う。またベトナム人研修生のスキルアップのために、教育体制を見直すとともに、5S の徹底を改めて行う。

5 特例後継者が株式等を承継した後 5 年間の経営計画

point
4

実施時期	具体的な実施内容
1 年目	<ul style="list-style-type: none">設計部門を増強とともに、導入を予定している新型 CAD を活用し、複雑な形状の製品開発を行えるようにすることで、製品提案力を強化し単価の向上を図る。海外の安価な製品との競争を避けるため、BtoB の工業用品だけではなく、鋳物を活用したオリジナルブランド商品の開発（BtoC）に着手する。生産力強化のため、新工場建設計画を策定。用地選定を開始する。
2 年目	<ul style="list-style-type: none">新工場用の用地を決定、取引先、金融機関との調整を行う。電気炉の入れ替えを行い、製造コストの低下を図る。オリジナルブランド開発について一定の結論を出し、商品販売を開始する。

新事業承継税制の解説（特例承継計画）

特例承継計画

3年目	<ul style="list-style-type: none">新工場建設着工を目指す。3年目を迎える技能実習生の受け入れについて総括を行い、人材採用の方向性について確認を行う。
4年目	<ul style="list-style-type: none">新工場運転開始を目指すとともに、人員配置を見直す。増員のための採用方法については要検討。少数株主からの株式の買い取りを達成する。
5年目	<ul style="list-style-type: none">新工場稼働による効果と今後の方向性についてレビューを行う。

（備考）

- ① 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- ② 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- ③ 申請書の写し（別紙を含む）及び施行規則第 17 条第 2 項各号に掲げる書類を添付する。
- ④ 別紙については、中小企業等経営強化法に規定する認定経営革新等支援機関が記載する。

（記載要領）

- ① 「2 特例代表者」については、本申請を行う時における申請者の代表者（代表者であった者を含む。）を記載する。
- ② 「3 特例後継者」については、該当するものが一人又は二人の場合、後継者の氏名（2）の欄又は（3）の欄は空欄とする。
- ③ 「4 特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画」については、株式等を特例後継者が取得した後に本申請を行う場合には、記載を省略することができる。

新事業承継税制の解説（特例承継計画）

特例承継計画

(別紙)

point
5

認定経営革新等支援機関による所見等

1 認定経営革新等支援機関の名称等

認定経営革新等支援機関の名称	●●商工会議所 印
(機関が法人の場合) 代表者の氏名	中小企業相談所長 △△ △△
住所又は所在地	●●県●●市●●-●

2 指導・助言を行った年月日

平成 30 年 6 月 4 日

3 認定経営革新等支援機関による指導・助言の内容

大半の株式は先代経営者である会長が保有しているが、一部現経営者の母、伯父家族に分散しているため、贈与のみならず買い取りも行って、安定した経営権を確立することが必要。

原材料の値上げは収益力に影響を与えていたため、業務フローの改善によりコストダウンを行うとともに、商品の納入先と価格交渉を継続的に行っていくことが必要。原材料価格の推移をまとめ、値上げが必要であることを説得力を持って要求する必要がある。

新工場建設については、取引先の増産に対応する必要があるか見極める必要あり。最終商品の需要を確認するとともに、投資計画の策定の支援を行っていく。

なお、税務面については顧問税理士と対応を相談しながら取り組みを進めていくことを確認した。

【提出について】

- ◆ 2023年3月31日までに計画書を提出し、都道府県知事の「確認」を受ける必要があります。
- ◆ 計画書の提出には「経営革新等支援機関」による所見が必要となります。
- ◆ 2023年3月31以前に（相続・贈与の）認定申請をする場合には、認定申請と同時に提出することも可能です。
※当然ですが、認定申請後の計画書提出は不可です。
- ◆ 計画に重大な変更がある場合には、変更後の計画について認定支援機関の指導・助言を受けたうえで、変更申請を行います。
※重大な変更…後継者、後継者の人数、大幅な事業計画の変更など
- ◆ 特例承継計画を提出した場合でも、特例制度期間内に贈与・相続がなかったとしてもペナルティはありません。

新事業承継税制の解説（先代経営者等）

先代経営者等

先代 経営 者	オ ー ナ ー	<input checked="" type="checkbox"/> 代表権を有していたこと <input checked="" type="checkbox"/> 先代経営者グループで50%超の議決権を有しており、かつ、後継者を除き同グループの中で筆頭株主であったこと 《贈与の場合の追加要件》 <input checked="" type="checkbox"/> 贈与時までに代表者を退任すること <input checked="" type="checkbox"/> 相続時精算課税制度を併用する場合には、60歳以上であること
	上記 以外	<input checked="" type="checkbox"/> 特例承継期間内の贈与・相続であること ※例：母親、兄弟、親族外株主

【先代経営者等について】

- ◆先代経営者等には、オーナー（先代経営者）のほか、その他の株主も含まれ、それぞれの相続・贈与について、納税猶予の対象となります。

先代経営者について行う最初の相続・贈与 = 「第一種」特例贈与・相続
先代以後、追加で行う相続・贈与 = 「第二種」特例贈与・相続

- ◆「第一種」特例相続・贈与の後であれば、「第二種」特例相続・贈与が可能です。ただし、「第二種」は「第一種」の特例承継期間内に限ります。
- ◆先代経営者は、都道府県知事の確認を受けた特例承継計画に係る「特例代表者」です。
- ◆先代経営者等についての改正は、いわゆる「一般措置」も同様の改正が行われています。

新事業承継税制の解説（先代経営者等）

後継者

- 代表権を有していること

【贈与】贈与時

【相続】相続開始後5か月以内

- 特例承継計画に後継者として記載されていること

- 贈与・相続時において、後継者グループで50%超の議決権を有すること

- 同族関係者の中で筆頭株主であること

《後継者が複数の場合（3名まで）》

- 各人が総議決権数の10%以上を有すること

- 筆頭要件は、後継者2名の場合には上位2位以内、3名の場合には上位3位以内

- 黄金株を発行している場合、後継者がこれを保有していること

《贈与の場合の追加要件》

- 20歳以上である

- 贈与の日まで継続して3年以上役員実績あり

《相続の場合の追加要件》

- 相続開始の直前において役員であったこと（被相続人が60歳未満での死亡を除く）

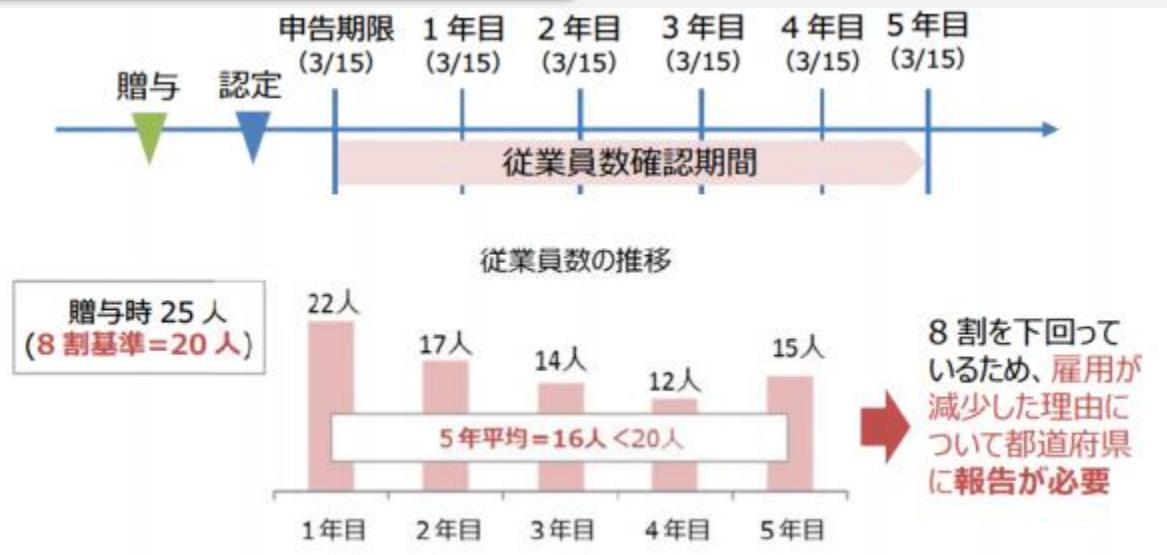
【後継者について】

◆後継者が複数人の場合には、後継者ごとに要件充足を判定します。

◆特例後継者が事業承継税制の適用を受けた後は、その後継者を変更することはできません。
(まだ、贈与・相続を受けていない後継者がいる場合には、その後継者は変更可能です。)

新事業承継税制の解説（雇用確保要件）

雇用確保要件（例：贈与の場合）



出典：中小企業庁HP「認定支援機関向け記載マニュアル」
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2018/180402shoukeisei.htm>

【雇用確保要件について】

- ◆ 従前制度では、5年間で平均8割の雇用維持ができなかった場合には、認定取り消し
⇒ 認定取り消しに代えて、雇用減少の理由について都道府県に報告を行わなければなりません。
- ◆ その理由について、経営状況の悪化あるいは正当ではない理由によるものの場合には、認定支援機関の指導・助言を行う必要があります。
- ◆ 繼続届出書には、当該「報告書の写し」及び都道府県知事の「確認書の写し」を添付します。

新事業承継税制の解説（雇用確保要件）

報告書（様式27）

様式第27

特例承継計画に関する報告書

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第20条第3項の規定により、下記の事項を報告します。

記

1 第一種（第二種）特例贈与認定中小企業者又は第一種（第二種）特例相続認定中小企業者について

報告者の種別	<input type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特例相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特例相続認定中小企業者
認定年月日及び番号	年 月 日 (号)	
認定に係る贈与の日（相続の開始の日）	年 月 日	
認定の有効期限	年 月 日	
各贈与報告基準日（各相続報告基準日）	月 日	

2 従業員の数について

認定に係る贈与の時の常時使用する従業員の数	贈与の時（相続の開始の時）	100分の80の数
	(a) 人	(a) × 80/100 =(b) 人

各贈与報告基準日（各相続報告基準日）における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数の5年平均人數	1回目（年月日）(i) 人
	2回目（年月日）(e) 人
	3回目（年月日）(v) 人
	4回目（年月日）(z) 人
	5回目（年月日）(s) 人
	5年平均人數 $((i)+(e)+(v)+(z)+(s))/5$ =(c) 人

point
1

3 平均雇用人数の5年間平均が贈与時の従業員の数の8割を下回った理由

- ①高齢化が進み後を引き継ぐ者を確保できなかった
- ②採用活動を行ったが、人手不足から採用に至らなかった
- ③設備投資等、生産性が向上したため人手が不要となった
- ④経営状況の悪化により、雇用を継続できなくなった
- ⑤その他

（具体的に理由を記載： ）

（備考）

- ① 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。 |
- ② 記名押印については、署名する場合、押印を省略することができる。
- ③ 報告書の写し（別紙を含む）及び施行規則第20条第3項に掲げる書類を添付する。
- ④ 別紙については、中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関が記載する。
- ⑤ 本様式において「各贈与報告基準日（各相続報告基準日）」とある場合は、報告者の種別に合わせて対応する語句に読み替えるものとする。

（記載要領）

- ① 報告者が株式交換等により第一種（第二種）特例贈与認定中小企業者又は第一種（第二種）特例相続認定中小企業者たる地位を承継した株式交換完全親会社等である場合にあっては、「贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数」については、第一種（第二種）特例贈与認定中小企業者又は第一種（第二種）特例相続認定中小企業者の常時使用する従業員の数に株式交換完全子会社等（承継前に第一種（第二種）特例贈与認定中小企業者又は第一種（第二種）特例相続認定中小企業者だったものに限る。）の常時使用する従業員の数を加算した数を記載する。
- ② 「5年平均人數」については、常時使用する従業員数の5年平均人數（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を記載する。

新事業承継税制の解説（雇用確保要件）

報告書（様式27）

（別紙）

認定経営革新等支援機関による所見等

1 認定支援機関の名称等

認定経営革新等支援機関の名称	
（機関が法人の場合）代表者の氏名	印
住所又は所在地	

2 所見を記載した年月日

年 月 日

point
2

3 認定支援機関による所見

point
3

4 指導及び助言の内容

（雇用が8割を下回ったことについて、経営悪化を理由とする場合又は正当な理由が認められない場合には記載が必要。）

新事業承継税制の解説 (事業継続が困難な事由による免除)

事業継続が困難な事由による免除

【承継時】

当時の
納税猶予額

【譲渡】

免除額

(再計算後)

納税猶予額

配当・過大役員給与※1

特例承継期間

特例承継期間経過後

※1 譲渡前5年間に後継者及びその同族関係者に対して支払われたもの

事業継続が困難な事由とは

【特例認定承継会社について、次のいずれかに該当する場合】

- 直前の事業年度終了の日以前3年間（※2）のうち2年以上、赤字である場合
- 直前の事業年度終了の日以前3年間（※2）のうち2年以上、
売上高が、その年の前年の売上高に比して減少している場合
- 直前の事業年度終了の日における有利子負債の額が、
その日の属する事業年度の売上高の6月分に相当する額以上である場合
- その事業が属する業種に係る上場会社の株価（直前の事業年度終了の日
以前1年間の平均）が、その前年1年間の平均より下落している場合
- 特例後継者が経営を継続しない特段の理由（心身の故障等）があるとき

※2 一定の場合には、その期間が異なります。

【事業継続が困難な事由による免除】

◆特例承継期間経過後に、猶予対象である株式を譲渡等した場合、その対価の額をもとに再計算した納税猶予額と、当時の猶予額との差額については、免除されます。

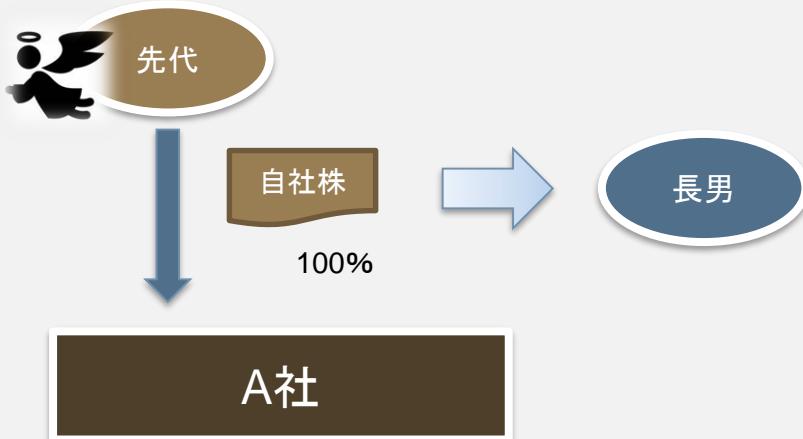
◆この規定は、「事業継続が困難な事由」に該当した場合のみ適用されます。

◆原則として、再計算による納税猶予額は、譲渡時の相続税評価額の1/2相当額を下限とします。

◆上記1/2相当額を下回る譲渡対価の場合、譲渡後2年を経過した日において、一定の取り扱いが行われます。

ケーススタディ

親族内承継その1



【ケース1】

- ・先代に相続が発生。
- ・A社後継者は長男で満場一致。
- ・その他の遺産分割協議は難航し、A社株式を含むすべての遺産分割は、相続税の申告期限直前で確定。
- ・急ぎ、分割協議書を作成するとともに、A社株式については納税猶予を申請。

【参考：東京都産業労働局 事業承継税制に係る添付書類（一部抜粋）】

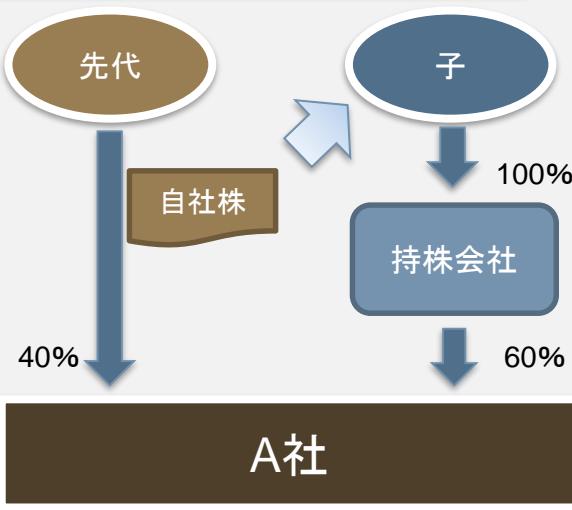
5. 相続及び相続税に関する書類

- (1) 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写しその他当該株式の取得の事実を証する書類
- (2) 申請会社の相続対象株式に係る相続税の見込額を記載した書類（相続税申告書の第1表、第8の2表及びその付表、第11表でも可）

（出典：東京都産業労働局HP <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/shoko/keiei/jigyoshokeizeisei/> ）

ケーススタディ

親族内承継その2



【ケース2】

- ・先代は、40%のA社株式を保有。
- ・残りは、子が持株会社を通じて保有。
- ・先代の保有株式については、子へ贈与。

【措令第四十条の八の五（一部抜粋）】

法第七十条の七の五第一項に規定する非上場株式等を有していた個人として政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一 次に掲げる…

（途中省略）

口 当該贈与の直前（当該個人が当該贈与の直前において当該特例認定贈与承継会社の代表権を有していない場合には、当該個人が当該代表権を有していた期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前）において、当該個人が有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該個人と法第七十条の七の五第二項第六号ハに規定する特別の関係がある者（当該特例認定贈与承継会社の同号に規定する特例経営承継受贈者（以下この条において「特例経営承継受贈者」という。）となる者を除く。）のうちいずれの者が有する当該非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

（途中省略）

14 第四十条の八第十一項の規定は、法第七十条の七の五第二項第六号ハ及び第十二項各号並びに同条において準用する法第七十条の七に規定する政令で定める特別の関係がある者について準用する。

【措令第四十条の八（一部抜粋）】

11 法第七十条の七第二項第三号ハに規定する当該個人と政令で定める特別の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該代表権を有する者の親族

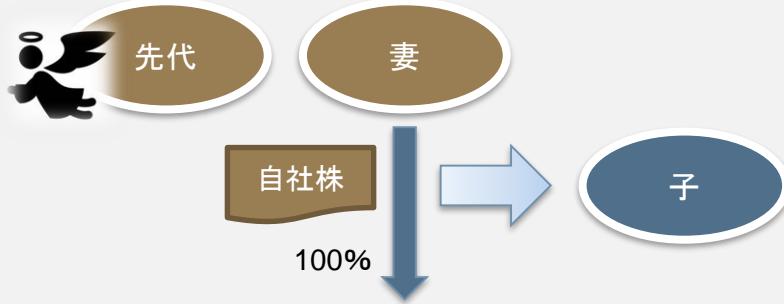
（途中省略）

六 次に掲げる会社

イ 当該代表権を有する者（当該円滑化法認定を受けた会社及び前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）が有する会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該会社

ケーススタディ

親族内承継その3



A社

【ケース3】

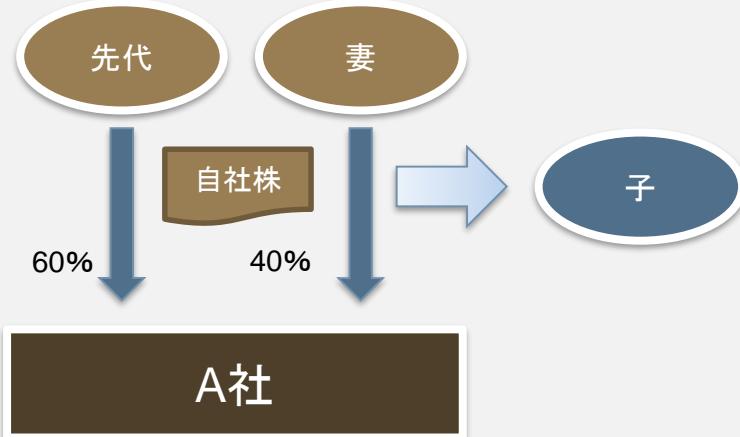
- ・先代はすでに逝去し、株式は妻が相続。
- ・後継者は子であり、相続と同時に代表取締役としてA社を経営。
- ・妻が相続したA社株式を子へ贈与。
※妻は代表者になったことはない。

【措令第四十条の八の五（一部抜粋）】

法第七十条の七の五第一項に規定する非上場株式等を有していた個人として政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。
一 次号に掲げる場合以外の場合 法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与の時前において、同条第二項第一号に規定する**特例認定贈与承継会社**（以下この条において「特例認定贈与承継会社」という。）**の代表権**（制限が加えられた代表権を除く。イ及びロにおいて同じ。）**を有していた個人で**、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ケーススタディ

親族内承継その4



【ケース4】

- ・今年、先代から子へ贈与。
- ・翌年、妻から子へ贈与。

※ 1 子が代表者をやめると言い出した場合
※ 2 先代が我慢できず代表者に戻った場合

【措法第七十条の七（一部抜粋）】

（途中省略）

3 経営贈与承継期間内に第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は同項の対象受贈非上場株式等（合併により当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該対象受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において同じ。）に係る認定贈与承継会社について次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日（当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一 当該経営承継受贈者がその有する当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなつた場合（当該代表権を有しないこととなつことについて財務省令で定めるやむを得ない理由がある場合を除く。） その有しないこととなつた日（途中省略）

十七 前各号に掲げる場合のほか、経営承継受贈者による対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の円滑な事業の運営に支障を及ぼすおそれがある場合として政令で定める場合 政令で定める日

【措令第四十条の八（一部抜粋）】

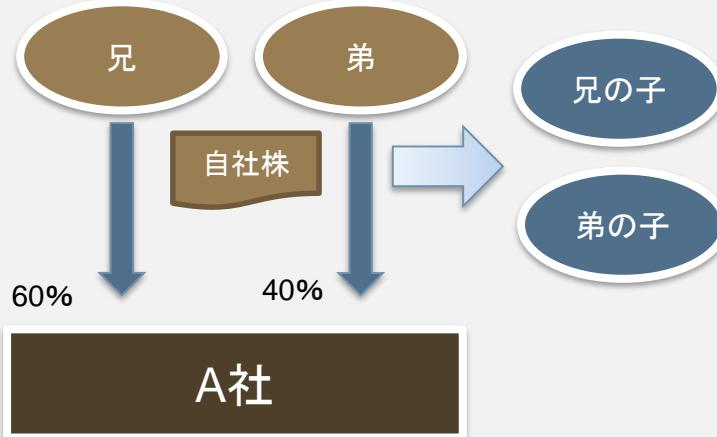
25 法第七十条の七第三項第十七号に規定する政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項第十七号に規定する政令で定める日は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

（途中省略）

四 対象受贈非上場株式等に係る贈与者が当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有することとなつた場合 その有することとなつた日

ケーススタディ

親族内承継その5



【ケース5】

兄弟ともに代表者であり、それぞれ後継者として子供がいる。

- ①兄の子と弟の子へそれぞれ均等に贈与を検討。
- ②兄の株式は、兄の子へ。弟の株式は、弟の子へそれぞれ贈与を検討。
- ③兄の株式は、兄の子へ。弟の株式は、相続税評価額よりも低い価額で兄の子へ譲渡。
- ④兄の子と弟の子へ無事に贈与終了（納税猶予を適用）したが、その後経営方針について意見が食い違い、結果として、分割型分割によりA社を2つにし、それぞれの会社を運営することにした。

ケーススタディ

【措令第四十条の八（一部抜粋）】

法第七十条の七の五第一項に規定する非上場株式等を有していた個人として政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与の時前において、同条第二項第一号に規定する特例認定贈与承継会社（以下この条において「特例認定贈与承継会社」という。）の代表権（制限が加えられた代表権を除く。イ及びロにおいて同じ。）を有していた個人で、次に掲げる要件の全てを満たすもの（途中省略）

二 法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与の直前において、次に掲げる者のいずれかに該当する者がある場合 特例認定贈与承継会社の非上場株式等を有していた個人で、同項の規定の適用に係る贈与の時において当該特例認定贈与承継会社の代表権を有していないもの

イ 当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等について、法第七十条の七の五第一項、第七十条の七の六第一項又は第七十条の七の八第一項の規定の適用を受けている者（以下略）

【措法第七十条の七の五（一部抜粋）】

（途中省略）

二 特例経営承継受贈者が二人又は三人である場合 当該贈与後におけるいずれの特例経営承継受贈者の有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額が当該特例認定贈与承継会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の十分の一以上となる贈与であつて、かつ、いずれの特例経営承継受贈者の有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額が当該特例贈与者の有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額を上回る贈与（途中省略）

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

六 特例経営承継受贈者

（途中省略）

ハ 当該贈与の時において、当該個人及び当該個人と政令で定める特別の関係がある者の有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計が、当該特例認定贈与承継会社に係る総株主等議決権数（総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総社員の議決権の数をいう。ニ(2)、次条及び第七十条の七の八において同じ。）の百分の五十を超える数であること。

ニ 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たしていること。

(1) 当該個人が一人の場合 当該贈与の時において、当該個人が有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該個人とハに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者（当該個人以外の前項、次条第一項又は第七十条の七の八第一項の規定の適用を受ける者を除く。(2)において同じ。）が有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

(2) 当該個人が二人又は三人の場合 当該贈与の時において、当該個人が有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該特例認定贈与承継会社の総株主等議決権数の百分の十以上であること及び当該個人とハに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

【措置法通達70の7の5-10】

（途中省略）

(注1) 同号ニ(1)又は(2)のいずれの場合に該当するかは、同一の特例贈与者から同一の特例認定贈与承継会社の非上場株式等を同上第1項の規定の適用に係る贈与により取得した個人の数によることに留意する。

(注2) 同号ハ及びニにの要件の判定は、同号の贈与直後の株主等の構成により行うのであるが、同号ニ(2)に掲げる場合に該当する場合において、同号の贈与が異なる時期に行われたときには、同号ニ(2)に定める要件のうち「当該個人とハに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと」の判定における特例贈与者有する議決権の数については、当該贈与のうち最後に行われた贈与直後に有する議決権の数によることに留意する。

ケーススタディ

【措法第七十条の七（一部抜粋）】

（途中省略）

3 経営贈与承継期間内に第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は同項の対象受贈非上場株式等（合併により当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該対象受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において同じ。）に係る認定贈与承継会社について次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日（当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

（途中省略）

七 第五項の表の第五号の上欄又は同表の第六号の上欄に掲げる場合 それぞれ同表の第五号の下欄又は同表の第六号の下欄に掲げる日

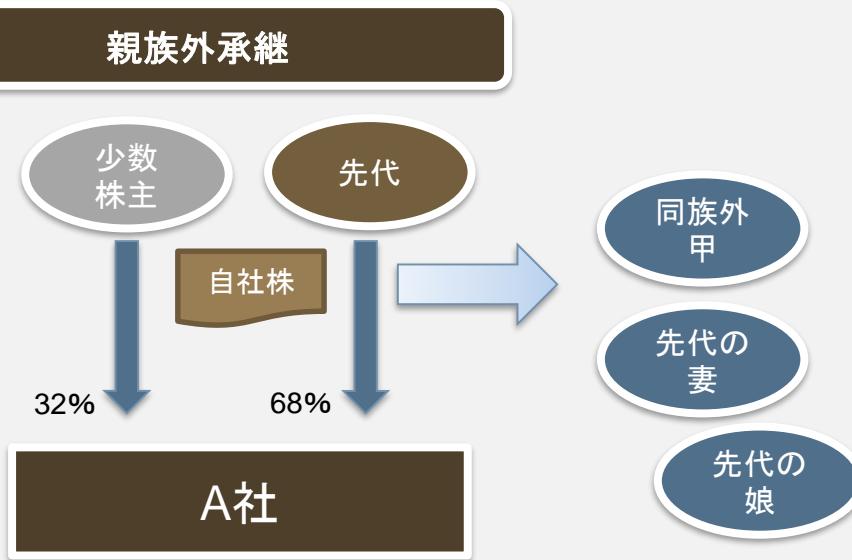
（途中省略）

5

（途中省略）

五 当該認定贈与承継会社が会社分割をした場合（当該会社分割に際して吸收分割承継会社等（会社法第七百五十七条规定する吸收分割承継会社又は同法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社をいう。）の株式等を配当財産とする剩余金の配当があつた場合に限る。） （省略） （省略）

ケーススタディ



【ケース 6】

- ・先代は 60 %を保有、他は同族外（いずれも 5 %未満）の株主。
- ・後継者は同族外の甲氏（保有株式なし）で決定。

- ①先代の株式を同族外の甲氏へすべて贈与。
- ②先代は 1 株を残し黄金株に、それ以外は甲氏へすべて贈与。
- ③同族外の甲氏には 50 %、その他先代の妻と娘へ 9 %ずつ贈与。

ケーススタディ

【法第七十条の七の五（一部抜粋）】

（途中省略）

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

六 特例経営承継受贈者

（途中省略）

ハ 当該贈与の時において、当該個人及び当該個人と政令で定める特別の関係がある者の有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計が、当該特例認定贈与承継会社に係る総株主等議決権数（総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権行使することができない株主を除く。）又は総社員の議決権の数をいう。ニ(2)、次条及び第七十条の七の八において同じ。）の百分の五十を超える数であること。

二 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たしていること。

(1) 当該個人が一人の場合 当該贈与の時において、当該個人が有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該個人とハに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者（当該個人以外の前項、次条第一項又は第七十条の七の八第一項の規定の適用を受ける者を除く。(2)において同じ。）が有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

(2) 当該個人が二人又は三人の場合 当該贈与の時において、当該個人が有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該特例認定贈与承継会社の総株主等議決権数の百分の十以上であること及び当該個人とハに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

（途中省略）

3 経営贈与承継期間内に第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は同項の対象受贈非上場株式等（合併により当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該対象受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において同じ。）に係る認定贈与承継会社について次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日（当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一 当該経営承継受贈者がその有する当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなつた場合（当該代表権を有しないこととなつたことについて財務省令で定めるやむを得ない理由がある場合を除く。） その有しないこととなつた日

（途中省略）

十七 前各号に掲げる場合のほか、経営承継受贈者による対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の円滑な事業の運営に支障を及ぼすおそれがある場合として政令で定める場合 政令で定める日

【措令第四十条の八（一部抜粋）】

25 法第七十条の七第三項第十七号に規定する政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項第十七号に規定する政令で定める日は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

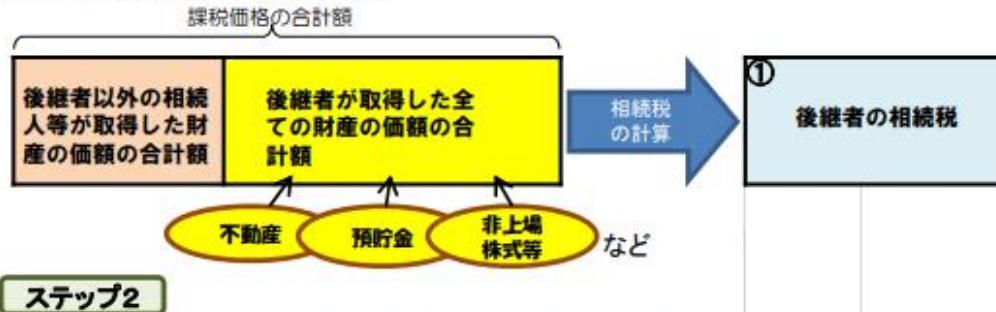
一 対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が発行する会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を当該認定贈与承継会社に係る経営承継受贈者以外の者が有することとなつたとき その有することとなつた日

ケーススタディ

納税猶予制度以外の対策は？

ステップ1

課税価格の合計額に基づいて計算した相続税の総額のうち、後継者の課税価格に対応する相続税を計算します。



【株価の違いによる納税額(比較)】

〈単位:千円〉

種類	株価1億円	株価3億円
現金	100,000	100,000
土地	100,000	100,000
非上場株式	100,000	300,000
(財産総額)	300,000	500,000
(相続税総額)	52,500	70,200
うち兄	29,433	39,780
うち弟	23,067	30,420

注)子2人が相続したケース

相続財産のうち、現金・土地は子2人が折半。

非上場株式は、兄が取得し、納税猶予制度を適用。

その他税額軽減等の特例は適用せず。

ステップ2

後継者が取得した財産が**特例措置の適用を受ける非上場株式等のみ**であると仮定した相続税の総額のうち、Aに対応する後継者の相続税を計算します（債務や葬式費用がある場合は、非上場株式等以外の財産から先に控除します。）。



ステップ3

「②の金額」が「**納税が猶予される相続税**」となります。
なお、「①の金額」から「納税が猶予される相続税（②の金額）」を控除した「③の金額（納付税額）」は、相続税の申告期限までに納付する必要があります。

株価が高くなることで、
納税猶予を受けない相続人の納税額に影響がでる可能性



やはり対策は必要！

ケーススタディ

新事業承継税制をお勧めするケース

- ☞「後継者あり」で「独り立ち」もできる状況
 - ※「5年以内に」後継者候補(特例承継計画の提出期限)
 - ※贈与の納税猶予は役員任期3年以上の後継者
 - ※「独り立ち」は10年以内
- ☞オーナーはリタイアしてもよい考えをもっている！
 - ※少なくとも「代表取締役」は降りてもらわないとダメ。
- ☞株主構成がシンプル、かつ、友好的である
 - ※直系血族間での贈与・相続。(そして、これからも)
- ☞いわゆる「一般」事業を今後も継続する予定である
 - ※資産管理会社は原則として納税猶予対象外
 - ※すでに事業縮小が予定されている場合

ケーススタディ

新事業承継税制の適用に注意を要するケース

☞後継者がいない、やる気がない、続けられるか不安だ。

※M&AやMBOを検討する必要あり

※後継者の理解は必ず必要です。

※この制度は、代々に渡る事業承継をサポートする制度です。

☞オーナーがまだリタイアしたくない

※リタイアするように説得…我々はできません！

※代表権を残したまま、財産対策だけできないか？

☞株式が分散・敵対的株主のシェアが多い

※株式が分散している（集約が必要）

※贈与・相続前では、一族で過半数が必要

※遺留分を手当てできるか？

☞いわゆる「一般」事業を継続するのか？

※事業会社⇒将来、やめて資産管理会社にしたい

※減資・会社分割

※特に、贈与・相続後5年以内のスケジュールは要確認

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

相続税・事業承継のご相談はお気軽に

税理士法人チェスター
従業員数：130名

【東京本店】
〒103-0022
東京都中央区日本橋室町3-4-7
ヒューリック日本橋室町ビル10階

【新宿事務所】
〒163-0703
東京都新宿区西新宿2-7-1
小田急第一生命ビル3階

【横浜事務所】
〒221-0835
神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2
TSプラザビル5階

【名古屋事務所】
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄3-2-3
名古屋日興證券ビル6階

【大阪事務所】
〒530-0005
大阪府大阪市北区中之島2-2-2
大阪中之島ビル13階

